

愛川町障がい者協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、愛川町に居住する障がい者等が、住み慣れた地域で日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに暮らすことができるよう、障がい者の社会参加への機会の確保、地域社会への共生並びに社会生活等を営む上での障壁の除去などの課題解決に向けて、地域の実情に応じた障がい者等への支援体制及び関係機関等との連携体制の整備について協議を行うため、愛川町障がい者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (4) 相談支援事業、圏域及び神奈川県相談支援体制との調整に関すること。
- (5) その他障がい福祉に関し必要な事項

(構成員)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる関係機関等の職員等のうちから、町長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第5条 協議会の会議は、次のとおりとする。

(1) 全体会議

(2) サポートチーム会議

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に当該委員以外の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(全体会議)

第6条 全体会議は、第2条に規定する所掌事項に関する必要な協議等を行う。

2 全体会議は、必要に応じて会長が招集し、その座長となる。

(サポートチーム会議)

第7条 サポートチーム会議（以下「チーム」という。）は、地域生活サポートチーム及び児童サポートチームとする。

- 2 チームは、その検討する内容に応じ、委員その他関係する機関等の職員等で構成する。
- 3 チームにリーダーを各1人置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 4 チームの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、その座長となる。
- 5 チームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (2) 障がい者等の実態把握に関すること。
- (3) 障がい福祉を推進するための啓発活動に関すること。
- (4) 障がい福祉に関する情報交換に関すること。
- (5) 権利擁護等に関すること。
- (6) その他会長が特に必要と認める事項

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、障害福祉主管課とする。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の関係者又は関係者であった者は、協議会の運営を通じて知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月20日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、初回の委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

愛川町障がい者協議会構成区分

区 分	構 成 機 関 名
関係機関の代表者	厚木保健福祉事務所
	厚木児童相談所
医療機関	厚木市医師会愛川町代表
就労関係機関	厚木公共職業安定所
教育機関	相模原養護学校
障がい者団体	愛川町身体障害者福祉協会
	愛川町手をつなぐ育成会
	精神保健福祉促進会フレッシュ厚木愛川町代表
	愛川福祉懇話会
施設・事業所	厚木地区知的障害施設連絡会
	就労継続支援サービス事業所
	地域活動支援センター
	厚木地区居宅介護事業所連絡会
相談支援事業者	愛名やまゆり園相談支援事業所
	ハートラインあゆみ
社会福祉協議会	愛川町社会福祉協議会
町障害福祉主管課	民生部福祉支援課
事務局	福祉支援課障害福祉班